

2023 年度第 1 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

- ・開催日時 2023（令和 5）年 8 月 21 日（月）午後 4 時 10 分から午後 4 時 45 分まで
- ・開催場所 名古屋市医師会館 講堂
- ・出席者 服部 達哉（名古屋市医師会会長）、山根 則夫（名古屋市医師会副会長）、錦見 尚道（日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院院長）、長谷川 好規（名古屋医療センター院長）、後藤 百万（中京病院院長）、都島 誠一（名古屋市歯科医師会会長）、矢野 宗敏（名古屋市薬剤師会会長）、河内 尚明（名古屋市社会福祉協議会会長）、小嶋 雅代（名古屋市保健所長）、浅野 正敏（名古屋市健康福祉局長寿社会企画監）、田中 勝己（西春日井歯科医師会会長）、宮田 壮一（西春日井薬剤師会会長）、今村 康宏（済衆館病院理事長）、伊藤 圭樹（西春日井地区学校保健会副会長）、池山 和徳（社会福祉法人豊山町社会福祉協議会会長）、杉浦 恵子（北名古屋市民生児童委員協議会会長）、佐藤 あつ子（清須市女性の会会長）、伊藤 千里（清須市食生活改善推進委員協議会会長）、宇江 道子（愛知県健康づくりリーダー連絡協議会清須支部支部長）、加藤 久喜（清須市健康福祉部長）、青山 美枝（北名古屋市民健康部長）、鈴木 邦尚（豊山町長）、圓福 康弘（西枇杷島警察署生活安全課長）（敬称略）
- ・傍聴者 1 人

< 議事録 >

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

お待たせいたしました。遅くなりましたが、ただ今から「2023 年度第 1 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。

開会にあたりまして、愛知県保健医療局技監の長谷川から御挨拶を申し上げます。

（愛知県保健医療局 長谷川技監）

愛知県保健医療局技監の長谷川でございます。

まず冒頭に、大変長らくお待たせいたしました、本当に申し訳ございません。

本日は大変お忙しい中、また暑い中、会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃は、当圏域の保健医療行政の推進に、格別の御理解、御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さらに今般の新型コロナウイルス感染症対応におきましては多大なる御尽力を賜っておりますことを、重ねて御礼申し上げます。

本日は、お手元の配布資料のとおり、議題といたしまして「次期愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について」と「外来医療計画の改訂について」の2件を挙げさせていただいております。

また、報告事項としまして、「第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の改訂について」と「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」の2件を御報告させていただきます。

大変遅い時間からの始まりで、御予定のある先生方がたくさんいらっしゃる中で恐縮とは思いますが、限られた時間での活発な御議論をお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

本日の出席者の御紹介ですが、時間等の都合により、お配りしてあります「出席者名簿」及び「配席図」をもって御紹介に代えさせていただきます。

次に、定足数ですが、当会議の構成員は27名で、現在、構成員からの委任を受けた代理出席者2名を含め、23名の御出席をいただいております。定足数である構成員の過半数である14名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。また、本日の会議には、傍聴者が1名いらっしゃいますので御報告いたします。

次に、資料の御確認をお願いいたします。お手元の次第の裏面にございます「配付資料」を御覧ください。

【次第裏面により資料確認】

以上でございます。不足がございましたら、お申し出ください。

続きまして、議長の選出をお願いします。議長につきましては、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」第4条第2項の規定により、互選でお決めいただくことになっておりますが、特に御異議がなければ、事務局としましては、先回に引き続き、名古屋市医師会長の服部達哉様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【拍手】

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意として、議長は名古屋市医師会長の服部様をお願いします。

服部様、どうぞ議長席にお移りください。それでは、以後の議事の進行は議長をお願いします。

(服部議長)

ただいま、議長に選ばれました服部でございます。

本日は、開催が遅くなっておりますが、皆様の御協力をいただきまして、円滑に会議を進めて有意義な会議としていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

まず、本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

当会議は、開催要領第5条に基づき、全て公開とさせていただきます。

また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のウェブページに会議録として掲載することにしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

(服部議長)

よろしいでしょうか。

特に異議がないようでしたら早速議題に入りたいと思います。

(1)「次期愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について」、審議に入りたいと思います。まず事務局から説明をお願いいたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課の福島と申します。

日ごろから、皆様方におかれましては、保健医療につきまして、多大なる御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

議題(1)「次期愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について」につきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料1-1「愛知県地域保健医療計画圏域項目の見直しについて」を御覧ください。

「1 見直し内容」でございます。次期医療計画におきましては、現行計画で

作成しております、2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画は、計画本文に統合し、1項目といたします。

5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）並びに在宅医療について、現行の医療圏保健医療計画では、名古屋地域、尾張中部地域に分けて記載がされておりましたが、名古屋・尾張中部医療圏として1つに統合して記載をいたします。

ただし、救急医療対策、災害医療対策につきまして、救急医療対策は、広域2次救急医療圏の区域が名古屋地域、尾張中部地域で異なる、災害医療対策は保健医療調整会議の運営方法が名古屋地域と尾張中部地域と異なることなどから、統合することが難しく、従来どおり分けて記載をいたします。

「2 今後のスケジュールについて」でございます。7月に開催いたしました第1回医療審議会医療体制部会でお示しいたしました県保健医療計画（素案）は、圏域項目が含まれておりませんことから、試案検討の際に各圏域項目を追記いたしまして、10月開催予定の第2回医療審議会医療体制部会において内容等について審議される予定としております。

なお、今回、圏域項目で未記入、又はデータが最新のものでない箇所につきましては、改めまして、第2回圏域保健医療福祉推進会議において修正案としてお示ししたいと考えております。

次期医療計画で新たに追加いたします、「新興感染症発生・まん延防止における医療対策」につきまして、7月に開催の第1回医療審議会医療体制部会ではお示しすることができず、9月頃に県計画の素案が示される予定でございます。その後、10月開催予定の第2回医療審議会医療体制部会におきまして、試案が検討されることとなっております。

そこで、当圏域の「新興感染症発生・まん延防止における医療対策」の項目につきましては、9月頃の県計画の素案が示されました後、その素案を参考に事務局におきまして項目案を作成いたしまして、医療計画策定委員会に内容等を確認し、10月開催予定の第2回医療審議会医療体制部会の審議に間に合うよう提出したいと考えております。

なお、「新興感染症発生・まん延防止における医療対策」の項目を提出する際は、事前に圏域保健医療福祉推進会議に改めてお示しをいたします。スケジュールがタイトとなっておりますが、委員の皆様方におきましては、どうか御了承いただきますようお願いいたします。

資料右側に移りまして、「今後のスケジュール（予定）」でございます。

圏域のスケジュールでございますが、8月末日までに一旦、圏域項目（原案）を御提出いただきまして、10月開催の医療体制部会におきまして試案検討を行

い、11月開催の医療審議会におきまして原案の決定を行います。

その原案をもって、来年1月にパブリックコメント等を実施いたしまして、3月開催の医療審議会におきまして次期医療計画が答申されます。

続きまして、名古屋・尾張中部医療圏の圏域項目の内容でございます。

お手元の資料1-2「名古屋・尾張中部医療圏 圏域項目（原案）」を御覧ください。

圏域項目の内容につきましては、6月19日に開催いたしました第1回、7月21日に開催いたしました第2回のそれぞれ2回の医療計画策定委員会におきまして、御審議いただいております。

圏域項目の構成でございますが、一つ目といたしまして、資料1ページから2ページにかけて地域概況として、人口構成、将来推計人口、人口動態、住民の受療状況を記載しております。

二つ目といたしまして、資料3ページから5ページにかけて保健・医療施設の概況として、圏域の主な保健・医療提供施設の状況等を一覧で記載しております。

三つ目といたしまして、資料6ページから25ページにかけて、圏域の医療提供体制として、5疾病6事業及び在宅医療の医療提供体制について、県計画本文に記載してある図・表及び保健所独自調査を参考に、それぞれ<現状>、<課題>、<今後の方策>を記載しております。

なお、当医療圏は「へき地医療」の該当ではないことから、へき地医療の記載はございません。

圏域の医療提供体制の主な内容でございます。

資料6ページを御覧ください。「がん対策」でございます。名古屋市においては、「名古屋市がん対策推進条例」を制定し、がん対策を推進していることや、次のページになりますが、今後の方策として、がん検診に関する普及啓発、受診勧奨などを記載しております。

資料8ページを御覧ください。「脳卒中対策」でございます。今後の方策として、急性期からリハビリテーションに至る治療体制の整備、在宅における医療と介護の連携などを記載しております。

資料10ページを御覧ください。「心筋梗塞等の心血管疾患対策」でございます。先ほどの脳卒中対策と同様、循環器病対策に係る記載をしております。

資料12ページを御覧ください。「糖尿病対策」でございます。糖尿病の合併症としての歯周病の管理の観点で、医科と歯科との連携や、歯周病等の予防のための普及啓発、薬局における服薬指導についても記載をしております。

資料14ページを御覧ください。「精神保健医療対策」でございます。自殺対策の現状において、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で自殺者数が増加

している状況を新たに記載いたしました。

資料 17 ページを御覧ください。「救急医療対策」でございます。先ほど御説明いたしましたように、広域 2 次救急医療圏の区域が名古屋地域、尾張中部地域で異なることから、名古屋地域と尾張中部地域と分けて記載しております。

資料 20 ページを御覧ください。「災害医療対策」でございます。「救急医療対策」同様、災害医療は保健医療調整会議の運営方法が名古屋地域と尾張中部地域と異なることから、名古屋市域と尾張中部地域と分けて記載しております。

資料 21 ページを御覧ください。「周産期医療対策」でございます。課題として、リスクの高い妊娠に対する医療等が提供できる体制の維持や、妊娠期から出産、子育てまで一貫した相談窓口の普及啓発や関係機関等の連携について、新たに記載いたしました。

資料 22 ページを御覧ください。「小児医療対策」でございます。現状におきまして、医療ケア児が安心して地域生活を送れるよう、各施策の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修の実施や、医療ケア児とその保護者が適切かつ円滑に支援が受けられるようにするための情報発信サイト「えがお」の公開、について新たに記載いたしました。

資料 24 ページを御覧ください。「在宅医療対策」でございます。課題として、在宅医療サービスを提供する医療機関等のサービス提供基盤の更なる充実の必要性や、意思能力のあるうちに、自らの希望する医療やケア、療養場所に関しての選択や意思表示をできるようにするといった取り組みを推進する必要性について、新たに記載いたしました。

ただ今説明いたしました、これら疾病及び事業の記載内容につきましては、概ね現行の医療圏医療計画の時点修正等となっており、現行計画の記載内容と大きな変更はございません。

なお、繰り返しとなりますが、新たに追加された項目でございます「新興感染症発生・まん延防止における医療対策」につきましては、県計画の素案が示された後、その素案を参考に事務局におきまして項目を作成いたしまして、10 月開催予定の第 2 回医療審議会医療体制部会の審議に間に合うよう提出いたしますが、提出前に圏域保健医療福祉推進会議に改めてお示しをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(服部議長)

ただ今の事務局の説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。はい、田中委員。

(田中委員)

現行の、令和4年度3月に配られていた愛知県医療圏保健医療計画と、現在の原案を見させていただいて、すごく残念に思うのが、現行の医療計画との差があるのが、現行のものだと20、26、30、36ページの、例えばがんですと20ページの医療連携体系図というのが非常に分かりやすく図にしてまとめてあるのですが、この図を載せるということはできないのでしょうか。

(服部議長)

事務局の方、どうですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

御質問ありがとうございます。今回医療圏計画を県民に分かりやすくするという観点でやっておりまして、県計画の方でこういった体系図を載せているものですから、特段載せないということで整理をさせていただいている状況でございます。

(服部議長)

これはたしか聞いた限りですと、名古屋・尾張中部医療圏の分が非常に分厚いのでスリム化するという流れでこういう話になっているものではないですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

名古屋・尾張中部医療圏だけが分厚いというわけではなくて、医療計画全体の量が多く、県民に対して分かりづらい部分もあり、分かりやすくする観点でやっております。なるべく県計画に載せてあるようなものについては、そちらで代用するという形を考えております。

(服部議長)

どうですか、田中委員。

(田中委員)

県計画の原案は出ているのですか。僕らは見ることはできないのですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

既に素案という形で出ているものですから、今回は目次しかありませんが、保

健所に言っただけであれば素案はいつでもお見せできますし、次期計画の素案は医療計画課のホームページに医療体制部会の議事録として資料を載せている状況ですので、見せないということは全くありません。既に保健医療計画に、がんに限らず全てのものについて体系図は載せていますので、こちらで代用していただければと思います。

(田中委員)

代用というのは分かるのですが、それが現行の名古屋・尾張中部圏域の体系図に比べて見劣りするようなものであった場合、それはどうすればいいでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

そのような場合は担当課の方にこのような意見があったことについて伝えさせていただきますが、それぞれ5疾病6事業等で協議会を持っており、そこで協議していくものですから、そこでの御意見も伺いながら進めていくということになりますので、その点は御了承いただければと思います。御意見は伝えさせていただきます。

(田中委員)

分かりました。お伝えいただければありがたいです。よろしく願いいたします。

(服部議長)

貴重な御意見ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。それでは開催要領第4条第4項の規定に基づき、採決に移りたいと思います。ただいま事務局から説明のありました圏域項目の原案につきまして、承認される方は挙手をお願いします。

【挙手多数】

(服部議長)

挙手多数ですね。本議題につきましては、承認とします。

続きまして、議題(2)「外来医療計画の改訂について」事務局から説明をお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

はい。引き続きまして、議題(2)「外来医療計画の改訂について」につきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料2-1「愛知県外来医療計画について」を御覧ください。

「1 策定の趣旨」を御覧ください。平成30年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が制定され、都道府県は外来医療計画を策定し、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を協議する場を設置し、外来医療に係る取組を推進することとなりました。

「2 計画の位置づけ」でございますが、外来医療計画につきましては、医療法の規定により、医療計画の一部として位置付けることとなっております。

なお、現行の外来医療計画は、令和元年度に医療計画の別冊として策定しておりましたが、改定の時期が医療計画と同時となりますことから、次期外来医療計画は、医療計画本冊の1項目として策定することとしております。

「3 計画期間」でございますが、次期外来医療計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

「4 協議の場」でございますが、現行の外来医療計画と同様に、各構想地域の地域医療構想推進委員会を、次期外来医療計画策定後の協議の場として設定いたします。

一方、外来医療計画は医療計画の一部でございますことから、現行の外来医療計画策定時と同様の考え方で、次期外来医療計画の内容の検討につきましては、圏域保健医療福祉推進会議で行うこととしております。

「5 改正のポイント」でございます。資料2-2「第4部 外来医療計画の推進」を御覧ください。こちらの資料は、愛知県地域保健医療計画(素案)を抜粋した資料となりますが、国のガイドラインの改正に伴いまして、次期外来医療計画は、資料15ページでございますとおり、外来機能報告に伴います紹介受診重点医療機関に関する記載を追加することといたします。時間の都合がございますので、内容の詳細につきましては、省略させていただきますので、御了承ください。

資料2-1にお戻りいただきまして、「5 改正のポイント」の続きでございますが、外来医療計画では、国のガイドラインに基づきまして、外来医師の偏在の状況を客観的に示す指標として、2次医療圏単位で、外来医師偏在指標を定めることとされており、値が全国の上位33.3%までに該当する2次医療圏を外来医師多数区域として設定することとされております。

現在のところ、国から最終版データの送付はございませんが、現行の外来医療計画と同様、名古屋・尾張中部医療圏のみが外来医師多数区域となる予定です。

その他の項目につきましては、国のガイドラインに大きな改定はございませんでしたので、時点修正とし、基本的にこれまでどおりの取組を継続することを想定しております。

「6 今後のスケジュール（予定）」でございますが、今後、10月に医療審議会医療体制部会、11月に医療審議会による審議を経た後、パブリックコメントを実施する予定としております。その後、2月に再度、医療審議会医療体制部会、3月に医療審議会による審議を経て、答申・公示を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

（服部議長）

ただ今の事務局の説明について、御意見・御質問等がございますか。

特になければ開催要領第4条第4項の規定に基づき、採決に移りたいと思います。

外来医療計画の改訂につきまして、承認される方は挙手をお願いします。

【挙手多数】

（服部議長）

挙手多数ですね。本議題につきましては承認とします。

以上で、議題は終了しましたので、報告事項に移ります。

報告事項（1）について、事務局から説明をお願いします。

（愛知県福祉局福祉部高齢福祉課 織田主任）

愛知県福祉局高齢福祉課の織田でございます。

本日お集まりの皆様方におかれましては、日ごろから、本県の高齢福祉行政に対して、御理解・御配慮をいただき厚く御礼申しあげます。

本日は、私どもで今年度策定いたします「第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定」について、概要を説明させていただきます。

まず、お手元の資料3を御覧ください。

初めに、「1 策定の目的等」でございます。この計画は、本県の総合的な高齢者の福祉保健医療の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体として策定するものとなります。

計画期間は法令で3年と定められており、現行の第8期計画の最終年度であります今年度に、2024年度から2026年度を計画期間とする第9期計画を策定してまいります。策定にあたっては、国が定める「基本指針」に則して策定することとされております。

なお、本計画の一部は、先般、国の方で公布されました認知症基本法、及び県条例に基づきます「認知症施策の推進を図るための計画」として位置付けてまいります。

次に、「2 第9期計画の位置付け」でございます。

第9期計画では、図にありますとおり、計画期間中に団塊の世代が、75歳以上となる2025年を迎えますことから、地域包括ケアシステムの深化・推進をさらに進めるとともに、地域ごとの人口構成の変化や介護ニーズの動向も踏まえ、2040年以降も見据えた、中長期的な視点に立って介護サービス基盤の整備を進めてまいります。

また、参考に、「名古屋・尾張中部圏域」の人口の推移に関する資料をつけさせていただきますので、もう1枚の資料を御覧ください。

棒グラフは、2020～2045年までの人口を、5年ごとに示しておりまして、棒グラフの一番上が65歳以上の高齢者人口、真ん中の段が、15歳～64歳のいわゆる生産年齢人口となります。

また、折れ線グラフが二本ございますが、上が、全人口に対する生産年齢人口の割合で、こちらは少子化や高齢化の影響により、減少傾向となっております。

次に、下の折れ線グラフはいわゆる「高齢化率」、65歳以上人口の割合ですが、こちらは上昇傾向となっております。2025年から2045年にかけて、急速に高齢化率が高まる傾向にあります。この傾向は、愛知県全域の傾向とも類似した状況でございます。

それではさきほど御覧いただいた資料3に戻りまして、右側の「3 第9期計画における主なポイント」でございます。

まず、「(1) 介護サービス基盤の計画的な整備」でございます。

名古屋・尾張中部圏域の人口動態については、先ほど説明させていただいたような状況でございますが、県内でも、名古屋市をはじめとした都市部では、今後高齢者人口が増加していくのに対して、もともと高齢者人口が多いような地域では、高齢者人口が今後減少するなど、地域によっても大きな差がありますので、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を進めることとしております。

次に「(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進」です。

先ほども触れましたが、次期計画期間中に、団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えることを踏まえまして、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

次に「(3) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上」でございます。

今後、現役世代の減少などにより介護人材不足がさらに進む中、安定的な介護サービスの提供体制の確保のため、高齢者も含めた幅広い世代層の参入促進や、職員の離職防止など介護人材の確保を図るとともに、事業所における業務の効

率化や、介護サービスの質の向上を図るための生産性の向上に資する取り組みを進めてまいります。

次に「4 計画策定体制」でございます。

計画策定にあたりましては、関係各分野の方々を構成員としまして、「計画策定検討委員会」を設置しまして、幅広い視点から御意見をいただきながら策定を進めてまいります。

最後になりますが、「5 策定スケジュール」でございます。

先般7月31日に、厚生労働省による全国介護保険担当課長会議において、冒頭で申し上げました国の基本指針の案が提示されておりますので、その内容も踏まえまして、計画の策定をしてまいります。また、先日8月9日には、第1回目の計画策定検討委員会を開催し、委員の皆様方から多くの御意見を頂戴しておりますので、それらも十分に踏まえながら計画の策定にあたりたいと考えております。

今後につきましては、市町村のヒアリングなども行いまして、市町村計画との調整、それから医療計画との整合性も図りつつ、計画の素案を作成しまして、12月下旬に第2回目の委員会に諮ってまいります。

その後、来年1月下旬頃にパブリックコメントを行い、3月に計画の最終案を第3回目の委員会にお諮りし、計画の策定・公表を行う予定としております。

簡単でございますが、第9期の計画の策定につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

(服部議長)

ではただ今の事務局の説明につきまして、御意見等ございますか。

よろしいですか。では続きまして、報告事項(2)に移ってください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐)

報告事項(2)「愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について」につきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料4「愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について」を御覧ください。

愛知県地域保健医療計画では、5疾病5事業及び在宅医療等の機能を担っていただく医療機関につきまして、県で定めております基準に合致していることを確認した上で、別表に記載することとしております。

本日の資料では、令和5年5月23日更新において、名古屋・尾張中部医療圏に関しまして、新たに更新手続きを行った箇所を、網掛けでお示ししております。時間の都合もございますので、主な更新内容の概要を説明させていただきます。

資料 1 ページから 3 ページにかけて記載しております、「がん」、「脳卒中」及び「心血管疾患」の各体系図に記載されている医療機関名につきまして、それぞれ、注釈に記載がございますが、本県の医療機能情報公表システムの令和 4 年度調査結果等に基づきまして、追加・削除を行っております。

資料 1 ページの「がん」の体系図に記載されている医療機関名におきまして「がん診療拠点病院等」欄におきまして、令和 5 年 4 月 1 日から新たに「愛知県がん診療拠点病院（特例型）」が設けられ、名古屋記念病院が指定されておりますとともに、それぞれを示す区分の☆印や○印といったマークが変更されております。

資料 4 ページから 11 ページにかけては、「精神科救急」、「救急医療」、「災害医療」、「周産期医療」、「小児救急医療」などにつきまして各体系図に記載されている医療機関名が記載されており、変更箇所は網掛けとなっております。

資料 12 ページ以降につきましても、同様に各項目につきまして記載がされております。

説明につきましては、以上でございます。

（服部議長）

ただ今の事務局の説明につきまして、御意見等ございますか。網掛けにすると全然読めなくなるので変えた方がいいと思います。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

了解しました。

（服部議長）

特に御意見がなければ本日の議事はこれで終了としますが、その他最後に何かご意見等がありますか。なければこれで議事は終わりますので、事務局からお願いします。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただくこととしておりますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。以上でございます。

（服部議長）

それでは、以上を持ちまして本日の名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議は閉会といたします。ありがとうございました。